

大分県報

平成二十八年
第二八一八号
九月三十日

（金曜日）

目次

規則
大分県協同組合検査規則の一部改正……………

告示

- 救急病院等の認定……………
- 青少年に有害な興行の指定……………
- 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間……………
- 大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………

規則

大分県協同組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年九月三十日

大分県規則第九十一号

大分県協同組合検査規則の一部を改正する規則

大分県協同組合検査規則（平成十七年大分県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。
附則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

告示

大分県告示第五百十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

平成二十八年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

救急病院 ・救急診 療所の別	名称	所在地	認定期間
救急病院	永富脳神経外科病 院	大分市西大道二丁目一番二十号	平二八・九・二一から 平三一・九・二〇まで
救急病院	松永循環器病院	中津市中央町一丁目三番五十四 号	平二八・九・二一から 平三一・九・二〇まで
救急病院	中津胃腸病院	中津市大字永添五百十番地	平二八・九・二一から 平三一・九・二〇まで

大分県告示第五百十三号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

平成二十八年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
平二八・ 九・二〇	映画	女弁護士 揉ませて勝訴	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	四十路熟女 性処理はヒミツ	オーピー映画	
〃	〃	痴女電車 さわらせたい女	新東宝映画	

〃	〃	〃	いたずら天使 乱れ姿七変化	オーピー映画
〃	〃	淫乱巨乳妻の白日夢	オーピー映画	オーピー映画
〃	〃	母娘秘痴情 快感メロメロ	オーピー映画	オーピー映画

大分県告示第五百十四号

大分県漁業調整規則(昭和四十二年大分県規則第十八号)第八条第二項又は第二十一条第三項の規定により、瀬戸内海(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百条第二項に規定する瀬戸内海をいう。)のうち大分県海域における小型機船底びき網漁業(手練第二種こぎ網漁業)の許可又は起業の認可の申請期間は、平成二十八年十月三日から同月十四日までとする。

なお、当該漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度、総トン数の制限及び馬力数の制限は、次のとおりとする。

平成二十八年九月三十日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

一手練第二種こぎ網漁業

申請者の住所地	国東市	隻数の最高限度	一	総トン数の制限	五トン未満	馬力数の制限	四八キロワット以下
---------	-----	---------	---	---------	-------	--------	-----------

大分県告示第五百十五号

大分県が管理する港湾施設の概要(昭和四十三年大分県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室に備え置いて一般の供覧に供する。

平成二十八年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大分港の(二)概要の大在地区の表中

七十四	緑地	六、五三七平方メートル	を
七十四	野積場	一四、二二三平方メートル	に、
九十四	附属地	八、四九三平方メートル	を
九十四	附属地	一、四八六平方メートル	に、

改める。

大分県告示第五百十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

平成二十八年九月三十日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定区域の名称	所在	地番
下黒土 豊後高黒土 田市	市町村 大字	下黒土 中ノ坊
	所在	地番
	一六番二、一六番四の一部(標柱十号、一号及び二号を順次結んだ線の東側の部分)、一六番五、一七番一の一部(標柱一号と十号を結んだ線の北側の部分)、一七番三、二一番の一部(標柱一号と十号を結んだ線の北側の部分)、二五番一の一部(標柱一号と十号を結んだ線の北側の部分)、二五番二、二七番の一部(標柱一号と十号を結んだ線の北側の部分)、二八番、一九番、三〇番の一部(標柱一号と十号を結んだ線の北側の部分)、三二番の一部(標柱一号と十号を結んだ線の北側の部分)、三二番一の一部(標柱九号、十号及び一号を順次結んだ線の北側の部分)、三二番二の一部(標柱九号と十号を結んだ線の北	

<p>下黒土 日平</p> <p>側の部分)、三二番三の一部(標柱九号と十号を結んだ線の北側の部分)、三四番から三七番まで、三八番の一部(標柱九号と十号を結んだ線の北側の部分)、三九番の一部(標柱九号と十号を結んだ線の北側の部分)、四〇番二の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分)、四〇番四の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)、四〇番五の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)、四〇番六から四〇番一〇まで、四一番一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)、四二番一の一部(標柱二号から四号までを順次結んだ線の西側の部分)、四二番二、四三番の一部(標柱三号から五号までを順次結んだ線の西側の部分)、四四番五の一部(標柱九号と十号を結んだ線の北側の部分)及び四五番一の一部(標柱九号と十号を結んだ線の北側の部分)</p>	<p>木 下油留</p> <p>国東市</p> <p>安岐町 油留木</p>
<p>前田</p> <p>由布市</p> <p>湯布院 町川西</p>	<p>尾追</p> <p>前田</p>
<p>前田</p> <p>休場</p> <p>柿ノ木</p> <p>六三七番の一部(標柱五号から七号までを順次結んだ線の南側の部分)、六五四番三の一部(標柱四号から六号までを順次結んだ線の南側の部分)、六五六番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の南側の部分)、六五七番の一部(標柱二号から五号までを順次結んだ線の南側の部分)、六五八番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、六五九番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)及び六六〇番の一部(標柱二号から四号までを順次結んだ線の東側の部分)</p> <p>七四二番五の一部(標柱十四号、一号及び二号を順次結んだ線の南側の部分)、七四二番九、七四七番の一部(標柱十二号から十四号までを順次結んだ線の北側の部分)、七四八番の一部(標柱十一号から十三号までを順次結んだ線の北側の部分)、七五〇番の一部(標柱十三号と十四号を結んだ線の東側の部分)、七五一番一の一部(標柱十三号、十四号及び一号を順次結んだ線の東側の部分)、七五一番三の一部(標柱十三号と十四号を結んだ線の東側の部分)、七五四番三、七五四番四の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、七五四番五及び七五四番六七五五番の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の南側の部分)、七五六番一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、七五六番二、七五七番一、七五七番二、七五九番の一部(標柱十号から十二号までを順次結んだ線の北側の部分)、七六一番の一部(標柱十一号と十二号を結んだ線の西側の部分)、七六三番一の一部(標柱十</p>	<p>三五四三番二の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、三五四三番三の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、三五四三番五及び三五五〇番の一部(標柱六号、一号及び二号を順次結んだ線の南側の部分)</p> <p>三五八二番二、三五九三番一の一部(標柱四号と五号を結んだ線の東側の部分)、三五九四番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の東側の部分)、三五九五番一の一部(標柱四号と五号を結んだ線の東側の部分)、三五九七番二の一部(標柱六号と一号を結んだ線の東側の部分)、三五九八番一の一部(標柱五号、六号及び一号を順次結んだ線の東側の部分)、三五九八番二、三五九九番一から三五九九番三まで、三六〇〇番一の一部(標柱四号から六号までを順次結んだ線の東側の部分)、三六〇〇番二、三六〇〇番一、三六〇二番及び三六〇三番一</p>

平成二十八年九月三十日

大分県報(告示)

<p>下迫南 大分市 迫 徳平</p>	<p>春ノ田</p> <p>一号と十二号を結んだ線の西側の部分)、七六三番二の一部(標柱十一号と十二号を結んだ線の西側の部分)、七六番一の一部(標柱十号と十一号を結んだ線の北側の部分)、七六九番の一(標柱十号と十一号を結んだ線の北側の部分)、七七〇番一、七七一番、七七三番の一部(標柱十号と十一号を結んだ線の北側の部分)、七七四番の一部(標柱十号と十一号を結んだ線の北側の部分)、七七八〇番の一部(標柱十号と十一号を結んだ線の北側の部分)、七八〇番二の一部(標柱十号と十一号を結んだ線の北側の部分)、七八一番一の一部(標柱十号と十一号を結んだ線の北側の部分)、七八二番一の一部(標柱十号と十一号を結んだ線の北側の部分)、七八三番一の一部(標柱十号と十一号を結んだ線の北側の部分)、七八四番、七八五番、七八六番一の一部(標柱九号と十号を結んだ線の北側の部分)、七八六番三の一部(標柱九号と十号を結んだ線の北側の部分)、七八七番一の一部(標柱九号と十号を結んだ線の北側の部分)、七八八番一の一部(標柱九号と十号を結んだ線の北側の部分)、七八八番五の一部(標柱九号と十号を結んだ線の北側の部分)、七八九番の一部(標柱九号と十号を結んだ線の北側の部分)、七九〇番の一部(標柱六号と七号を結んだ線の南側の部分)及び七九一番二の一部(標柱八号から十号までを順次結んだ線の北側の部分) 七九二番、七九三番一の一部(標柱六号から八号までを順次結んだ線の西側の部分)、七九四番の一部(標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分)、八〇〇番二の一部(標柱七号から九号までを順次結んだ線の西側の部分)及び八〇一番二の一部(標柱八号と九号を結んだ線の北側の部分) 五〇三番の一部(標柱六号と七号を結んだ線の北側の部分)、五〇四番二の一部(標柱六号と七号を結んだ線の北側の部分)、五〇五番の一部(標柱六号と七号を結んだ線の北側の部分)、五〇六番の一部(標柱五号から七号までを順次結んだ線の西側の部分)、五〇七番の一部(標柱六号と七号を結んだ線の北側の部分)、五三九番一の一部(標柱五号と六号を結んだ線の西側の部分)、五三九番七の一部(標柱四号と五号を結んだ線の南側の部分)、五三九番八の一部(標柱四号から六号までを順次結んだ線の西側の部分)、五三九番九の一部(標柱四号と五号を結んだ</p>
<p>上城内 日田市</p>	<p>2号長 大分市</p>
<p>北豆田</p>	<p>王子山の手町</p>
<p>熊崎 上ノ馬場</p>	<p>新殿</p> <p>線の南側の部分)、五四八番一の一部(標柱四号と五号を結んだ線の南側の部分)、五四八番二及び五四九番二の一部(標柱四号と五号を結んだ線の南側の部分) 六六四番四の一部(標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分)、六六四番五の一部(標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分)、六六四番六の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)、六六四番七の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)、六六四番八の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)、六六四番九の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)、六六四番一〇の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)、六六四番一一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)、六六四番一二の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)、六六四番一三の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)、六六四番一四の一部(標柱三号と四号を結んだ線の北側の部分)、六六四番一五、六六八番、一ノ六六八番、六六九番、六七〇番、六七一番の一部(標柱七号と八号を結んだ線の東側の部分)、六九四番の一部(標柱七号から九号までを順次結んだ線の東側の部分)、六九五番の一部(標柱八号と九号を結んだ線の東側の部分)、六九六番の一部(標柱八号、九号及び一号を順次結んだ線の東側の部分)、六九七番の一部(標柱九号、一号及び二号を順次結んだ線の東側の部分)、六九八番一の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の南側の部分)、六九八番三の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、六九八番四の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、六九八番五の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)及び七〇四番一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分) 一四九〇番一の一部(標柱二号から四号までを順次結んだ線の東側の部分)、一四九〇番二、一四九一番一の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分)、一四九一番六、一四九二番一から一四九二番六まで、一四九三番一から一四九三番四まで、一四九四番三及び一四九四番一 九七二番の一部(標柱一号から四号までを順次結んだ線の南側の部分)及び九七八番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分) 一〇六三番一から一〇六三番九まで、一〇六四番から一〇六六番まで、一〇六八番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分)、一〇六九番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分)、一〇七〇番及び一〇七一番一から一〇七一番三まで</p>

奥谷	中津市	上城内	今村	<p>一二〇二番一、一二二二番一、一二二二番四、一二一三番一、一二一三番二及び一二一四番一 一二一五番、一二一六番一、一二一六番二、一二一九番一の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南西側の部分）、一二一九番三、一二一九番四の一部（標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分）、一二一九番五の一部（標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分）、一二一九番六、一二二〇番、一二二一番一、一二二一番三、一二二二番三の一部（標柱五号と六号を結んだ線の西側の部分）、一二三四番の一部（標柱五号と六号を結んだ線の西側の部分）、一二三五番、一二三七番の一部（標柱四号から六号までを順次結んだ線の南側の部分）及び一二三八番四 九八〇番一から九八〇番四まで、九八一番一から九八一番四まで、一〇六二番一、一〇六二番八及び一〇六二番九</p>
山国町	中摩	上城内	寺ノ迫	<p>八六一番の一部（標柱八号と九号を結んだ線の西側の部分）、八六二番の一部（標柱七号から九号までを順次結んだ線の西側の部分）、八六三番四の一部（標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分）、八六四番一の一部（標柱六号から八号までを順次結んだ線の西側の部分）及び八六四番五</p>
			芳ヶ迫	<p>一三二〇番三の一部（標柱五号と六号を結んだ線の南側の部分） 一三三四番の一部（標柱五号から七号までを順次結んだ線の南側の部分） 一三四〇番の一部（標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分）、一三四〇番二、一三四一番一の一部（標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分）、一三四一番三、一三四一番四、一三四二番一、一三四三番、一三四四番の一部（標柱八号から十号までを順次結んだ線の西側の部分）、一三四八番、一三四九番一、一三四九番二、一三五〇番一の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、一三五〇番四の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、一三五〇番五、一三五〇番六の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、一三五〇番七の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、一三五〇番八の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、一三五〇番九の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、一三五〇番一〇の一部（標柱一号から三号までを順次結んだ線の北側の部分）、一三五七番四の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）及び一三五七番五の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）</p>
			カサ道	<p>一三二〇番三の一部（標柱五号と六号を結んだ線の南側の部分）</p>
			カサ道ノ上	<p>一三三四番の一部（標柱五号から七号までを順次結んだ線の南側の部分）</p>
			下ノ迫	<p>一三四〇番の一部（標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分）、一三四〇番二、一三四一番一の一部（標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分）、一三四一番三、一三四一番四、一三四二番一、一三四三番、一三四四番の一部（標柱八号から十号までを順次結んだ線の西側の部分）、一三四八番、一三四九番一、一三四九番二、一三五〇番一の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、一三五〇番四の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、一三五〇番五、一三五〇番六の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、一三五〇番七の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、一三五〇番八の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、一三五〇番九の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、一三五〇番一〇の一部（標柱一号から三号までを順次結んだ線の北側の部分）、一三五七番四の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）及び一三五七番五の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）</p>
	蛇測	これらの土地に伴う国有地等無番地の全部	<p>一三六八番の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、一三七〇番の一部（標柱九号、十号、一号及び二号を順次結んだ線の北側の部分）及び一三七二番の一部（標柱十号、一号及び二号を順次結んだ線の西側の部分）</p>	

平成二十八年九月三十日

大分県報（告示）